

議案第60号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
企画政策課	市の新庁舎建設に係る基本計画を策定するため、新たに市長の附属機関として三田市新庁舎建設検討委員会を設置するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【趣 旨】

新庁舎建設に向けて基本計画を策定するにあたり、学識経験者や市民等で構成する三田市新庁舎建設検討委員会を設置し、調査審議を行うため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】

三田市附属機関の設置に関する条例第2条（設置）

【内 容】

第2条表中に掲げる附属機関に、「三田市新庁舎建設検討委員会」を追加する。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	三田市新庁舎建設検討委員会	市の新庁舎建設に係る基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで

【施行期日】

公布の日

【予算措置】

当初予算に、庁舎整備事業費 - 報償費として315千円を計上